

広島県告示第二百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
連蔵新開地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	阿賀中央四丁目	三五三六番一	標柱一号
		三五三二番	標柱二号
		三五三二番一	標柱三号
		二番一〇	標柱四号及び五号
		二〇〇〇番四	標柱六号
広島路一丁目			